

中央区立晴海中学校新校舎建設準備協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、中央区立晴海中学校新校舎建設準備協議会設置要綱（令和8年2月6日付け7中教施第324号）第6条第3項に規定する中央区立晴海中学校新校舎建設協議会（以下「協議会」という。）の公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴券の交付)

第2条 協議会の議事を傍聴しようとする者は、傍聴券（別紙様式1）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴希望者の受付は会議開催の30分前から開始し、会議開催の10分前に終了する。
- 3 傍聴券の交付は先着順として、一人一枚交付する。
- 4 傍聴券は退場の際に、協議会事務局係員（以下「係員」という。）に返さなければならない。

(傍聴券の記入)

第3条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に、自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人が議事会場に入場しようとするときは、指定の入り口で傍聴券を係員に提示し、協議会が指定する席（以下「傍聴席」という。）に着かなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 鈍器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 異様な服装をしている者
- 四 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、協議会会長が傍聴することが適当でないと認める者

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人は10名をもって定員とする。ただし、協議会会長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(議事への参加禁止)

第7条 傍聴人は、いかなる事由があっても議事に参加することができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴席にある者は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- 一 写真、ビデオ等での撮影又は議事を録音すること
- 二 帽子の類を着けること
- 三 容儀を乱し又は談話すること
- 四 飲食し、又は喫煙すること
- 五 言論に対して批評を加え、又は可否を表すること
- 六 騒ぎ立てる等議事を妨害すること
- 七 携帯電話の使用及び着信音を鳴らすこと
- 八 その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反したときは、協議会会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴禁止を宣告し、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和8年3月3日から施行する。